

本市と既に契約締結を行った工事請負契約案件について特例監理技術者及び監理技術者補佐を設置する場合は、ご相談ください

- 1 本市と既に契約締結を行った工事請負契約案件のうち、契約書に特例監理技術者及び監理技術者補佐に係る条項がない場合において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置を希望する場合は、その工事案件及び配置予定の技術者が設置要件を満たすか確認を受けた後、本市へ「特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置に係る申入書」を提出し、契約変更を行う必要がありますので、当該契約案件の工事監督課までご相談ください。

※こちらをクリックすると、仙台市ホームページ「申請書・届出書様式のダウンロードサービス」のページへ移動します（「特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置に係る申入書」のダウンロードが可能です）。

- 2 本市と既に契約締結を行った工事請負契約案件のうち、契約書に特例監理技術者及び監理技術者補佐に係る条項がある場合は、「特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置に係る申入書」の提出は不要ですが、配置予定の技術者が設置要件を満たすか確認を行いますので、当該契約案件の工事監督課までご相談ください。

※上記1、2の詳細な事務の流れについては、別紙フロー図をご覧ください。

※ご不明な点がございましたら、工事監督課又は下記までお問合せください。

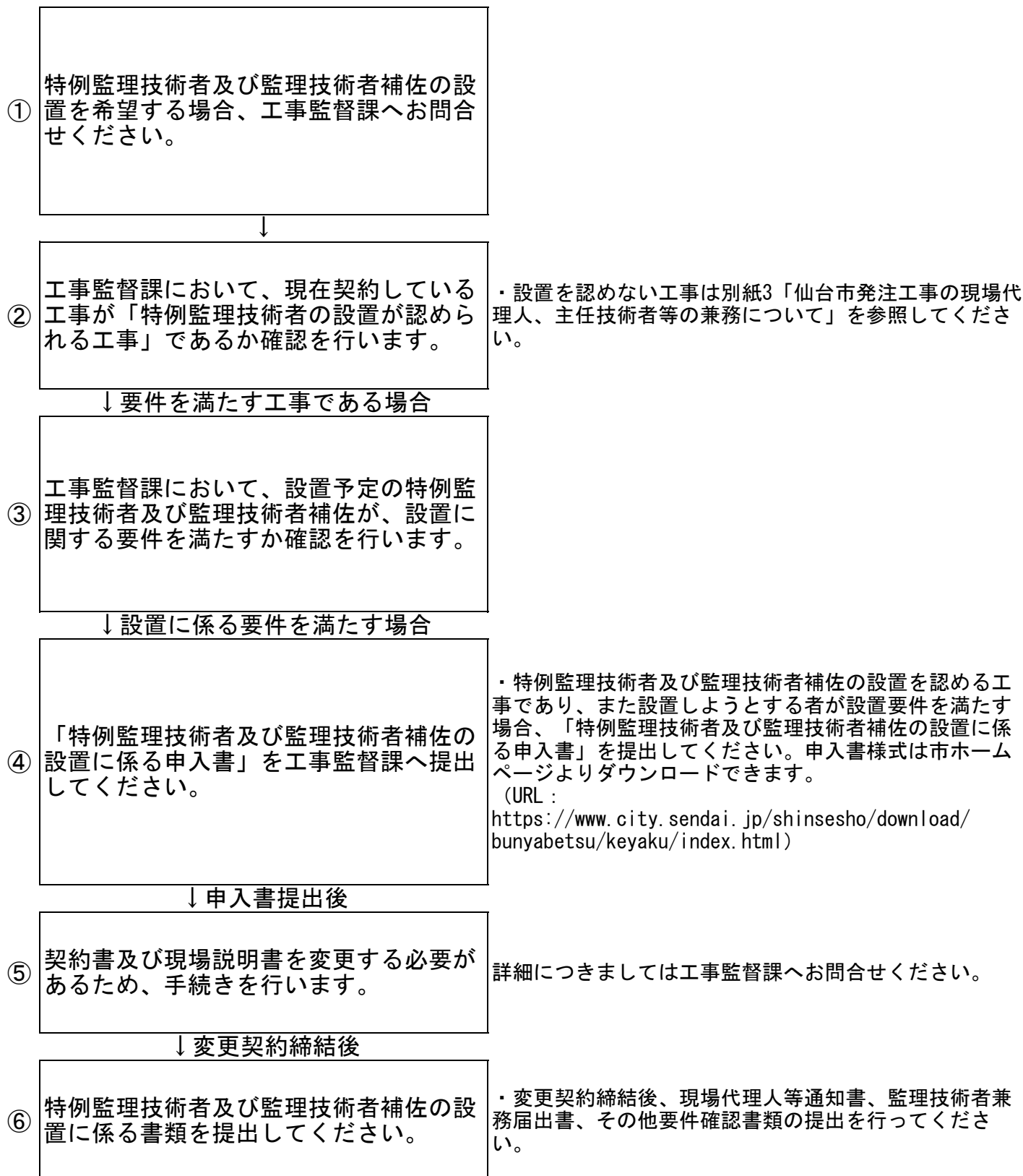
【お問合せ先】

財政局契約課工事契約係	電話	022-214-8125
都市整備局技術管理室	電話	022-214-8290

特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置に係る手続きについて
 (契約書に特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置に係る条項がない場合)

○新たに特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置を希望する場合、以下の手続きが必要となりますので、速やかに工事監督課へご相談ください。

○手続きフロー図



特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置に係る手続きについて
(契約書に特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置に係る条項がある場合)

○設置予定の特例監理技術者及び監理技術者補佐が、設置に関する要件を満たすか確認を行いますので、工事監督課へご相談ください。

○手続きフロー図

